

令和3年あきる野市農業委員会 1月総会議事録

令和3年1月22日（金）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会1月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、長濱一郎、本郷朝次、笹本善之、栗原剛、
嶋崎三雄、田中克博

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第2号議案 特定農地貸付けに関する承認について

開会 午後1時25分

(事務局長) それでは定刻より若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、総会を始めさせていただきます。皆さま、こんにちは。新型コロナウイルスの感染拡大で大変なところご出席いただきまして、ありがとうございます。本来ですと感染症対策ということで、総会につきましても中止にしたいところなのですが、農業委員会法に基づきまして、実際に委員が参集して行うことが原則となっておりますので、担当農業委員および総会ごとに農業委員の中から年齢順に選定させていただきます。最低限の人数で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。また、あきる野市におきましても感染者が急激に増えておりますので、感染症対策を徹底しまして、極力総会時間を短縮しまして、スムーズに議事が進められればと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。それではただ今から、令和3年あきる野市農業委員会1月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。天候は暖かい陽気が続いて、風は寒かったりしたのですが、今日あたり非常に良い天気、皆さん仕事をしたいとお思いでしょうけど、しばらくご勘弁いただきたいと思います。また数日後には、もしかするとまた雪が降るという予報もございますので、農産物の管理には十分お気を付けていただきますようお願いいたします。先ほどお話しありましたように、新型コロナウイルスの感染が拡大してきて、また総会がこのような変則的な状態になりまして、案件のある方、お若い方に参加していただきましてありがとうございます。この先もどうなるか分かりませんが、総会は先ほどのお話で止める訳にはいかないということで、人員の選定等はいろいろ工夫してやっていきたいと思っております。また来月なのですが、農業者大会が例年あるのですが、今年は全員参加の大会はないということで、代表が行くという話だったのですが、それもこのような状況下で中止になりまして、皆さまにはいろいろご心配をおかけしました。今日は案件もそんなにございませんで、皆さまのご協力をおもちましてスムーズに議事が進行しますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございませんが、今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、以前と同様に、推進委員は全員欠席とさせていただきます。農業委員も担当案件のある委員に加え、事務局で選定した委員と職務代理と私の出席で開催となっております。よろしくお願いいたします。なお、担当案件のある推進委員につきましては、事前の現地調査はしていただいております。諸報告は以上となります。本日の署名委員は田中克博委員と大福委員となります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員0名の合計9名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、

番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年1月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1の平沢分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先日、1月19日に事務局2名と推進委員の松村さんと一緒に現地確認をしてみました。場所は3ページ目の地図をご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番は良く耕耘されていて、畑の真ん中辺りに堆肥かな、ちょっと山積みにされていたということで、耕作継続の確認が取れました。△△△番はブロッコリーか何かで作られて、その残りという感じで、もう耕作は終わっているところでしたが、農業経営の継続はこちらも確認できました。以上です。

(議長) 続きまして、番号1の原小宮分について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。こちらも19日に事務局2名と私と小田川推進委員と4名で現地調査に行ってみました。地図は4ページになります。

(現地案内図 説明)

この畑は皆さまご存じだと思うのですが、大きなハウスがある畑でして、現状畑の半分ぐらいはハウスが建っていて、トマトを栽培しております。残りはネギが栽培中、あとはキュウリの残渣、あとは耕耘済みで、継続して畑として利用されていると言えるかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員、笹本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、特定農地貸付けに関する承認について。特定農地貸付け承認申請書については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規程に基づき承認する。令和3年1月22日提出。

あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続いて担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る1月19日に事務局2名と嶋崎委員とで現地を確認いたしました。場所につきましては、5ページをご覧ください。本件につきましては、前回の全員協議会におきまして、

事務局から事前説明がなされた場所でございます。

(現地案内図 説明)

この畑の進入路は南側に4メートル程度の幅がありまして、畑につきましては冬野菜が一部作られておりましたが、大部分は草が枯れた状態になります。畑には仮杭が打たれており、畑の南北のセンターに2メートルほどの通路が確保されまして、その両側に4区画ずつ、北側に2区画、計10区画の貸付地が割り振られておりまして、南と北の住宅地には直接接地しないようになっておりました。今回の特定農地貸付けは遊休農地の有効利用が図られるとともに、趣意的な利用を目的とした貸付けであることから、農と住の調和した街作りとなるものかと思っております。このようなことから、この周辺地域から見ても本件は適当な位置であると考えられます。以上です。詳しくはまた事務局から補足説明をお願いいたします。

(議長) では、事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは補足説明をさせていただきます。別紙1～3として配付させていただきました、3枚のプリントをご覧ください。別紙1の特定農地貸付けのしくみにつきましては、先月の全員協議会でも同じ物を配付させていただきました。今回の案件は別紙1の2番、地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者が市民農園を開設する場合に当てはまります。今回に関しては案件の畑の所有者である〇〇氏が、畑を1区画約90㎡の10区画に区画割りをし、貸付期間は1年間、貸付賃料は年間1万円として市民の方に貸し出して利用していただくという形となっております。続きまして別紙2、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要の2番、(1)の特定農地貸付けの定義の部分をご覧ください。農地の貸付けの要件としては、①10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。②営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。③貸付期間が5年を超えないこと、といった条件がございますが、今回の申請としましては、いずれの条件もクリアした形となっておりますので、特段の問題はないと思われま。本来、畑の貸し借りは農地法3条の規定による面積要件等をクリアした上で、農業委員会の許可が必要となりますが、特定農地貸付けは、別紙2の要件を満たすことで農地法3条の適用を受けずに、畑の貸し借りを認めるという法律になります。補足説明は以上とさせていただきます。先ほどの本郷委員の説明も踏まえた上で、ご審議いただきたいと思えます。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(栗原委員) これ、今回通ると、〇〇さんはもう毎年毎年申請しなくても、ずっと貸付けができるという形になるのでしょうか？

(事務局) 今回は1年間という形にしているのですが、また引き続き貸付けたいということであれば、更新の手続きをするという流れになります。

(栗原委員) 1年後に？

(事務局) はい。

(栗原委員) それは、毎年毎年更新という形を取るのですか？それとも、今回は1回目だから1年後にもう1回やって、その後は1回もう通っちゃったからいいや、って形にするのでしょうか？

(事務局) 今回は初めてのケースのため1年間として承認し、特段の問題がなければ1年後に再度農業委員会で更新・承認の手続きを取り、その後は農業委員会の議案としてかけることはなくなります。ただし、定期的に報告はしていただく、ということにはなります。

(栗原委員) あと、別紙2の2番の③に貸付期間が5年を超えないこと、となっているのですが、これは借りる方の立場の人が1ヶ所を5年以上借りてはいけないという形なのでしょうか？

(事務局) そうですね。はい。

(栗原委員) 借りる方の人でも1年ごとに更新するという考え方でいいのでしょうか？

(事務局) そのような考え方でよいかと思います。1年ごとに所有者の方と借り手の方とで更新していく、ということになります。

(栗原委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の特定農地貸付けについて承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会1月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、2月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時44分